

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第6条及び第8条の規定に基づき、一般社団法人日本言語聴覚士協会（以下「当法人」という。）の会員と入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 当法人の会員は定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員、学生会員、名誉会員の4種とする。

2 前項に規定する正会員で以下の各号を満たす者は、申請することにより永年会員と称することができる。

- (1) 20年以上連続して正会員であること
- (2) 年度開始日に満65歳以上であること

3 格別な理由があると理事会が認めた場合、正会員は年度を単位として休会することができる。ただし、休会の理由が消滅したときには速やかに復会しなくてはならない。

(入会金及び年会費)

第3条 正会員は当会に入会するときに入会金3,000円並びに、年会費を納入しなければならない。なお入会金の納入は正会員のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生会員であった者が正会員として入会する場合には、入会金は免除する。

3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 個人10,000円、団体A40,000円、団体B80,000円、団体C160,000円
- (3) 学生会員 3,000円
- (4) 名誉会員 なし
- (5) 永年会員(正会員) 1,000円

4 前項の規程にかかわらず、資格取得年度に正会員として入会する者は、当該年度の年会費を5,000円とする。

5 会費の延納、減額又は免除の申出は、次の各号に定める書類を添え、申し出なければならない。

- (1) 会費延納申出書又は会費減額免除申出書
- (2) 医師の診断書、官公署の発行する罹災証明書、もしくはそれに準ずる書面

6 定款第8条第2項に定める、疾病、災害等とは下記各号とする。

- (1) 1か月以上の休職又は退職が必要な疾患に罹患したとき
- (2) 地震、台風等の災害に勤務先、自宅などが被災し、就業が困難なとき

7 会費の延納、減額又は免除の期間は最大2年間とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は平成21年9月13日から施行する。

2 この規程は、一部変更の上、平成23年6月26日より施行する。

3 この規程は、一部変更の上、平成28年5月28日より施行する。

4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年度に準会員であった者が正会員として入会する場合には、入会金は免除する。

5 この規程は、一部変更の上、平成31年4月1日より施行する。

6 この規程は、一部変更の上、令和2年4月1日より施行する。